明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

九十［略］
九十一［略］
九十二［略］
九十三［略］
九十四［略］
九十五［略］
九十六［略］
九十七［略］
九十八［略］
九十九［略］
百［略］
百一［略］
百二［略］
百三［略］
百四［略］
百五［略］
百六［略］
百七［略］
百八［略］
百九［略］
百十［略］
百十一［略］
百十二［略］
百十三［略］
百十四［略］
百十五［略］
百十六［略］
百十七［略］
百十八［略］
百十九［略］
百二十［略］
百二十一［略］
百二十二［略］
百二十三［略］
百二十四［略］
百二十五［略］
百二十六［略］
百二十七［略］
3［略］

八十九［同上］
九十［同上］
九十一［同上］
九十二［同上］
九十三［同上］
九十四［同上］
九十五［同上］
九十六［同上］
九十七［同上］
九十八［同上］
九十九［同上］
百［同上］
百一［同上］
百二［同上］
百三［同上］
百四［同上］
百五［同上］
百六［同上］
百七［同上］
百八［同上］
百九［同上］
百十［同上］
百十一［同上］
百十二［同上］
百十三［同上］
百十四［同上］
百十五［同上］
百十六［同上］
百十七［同上］
百十八［同上］
百十九［同上］
百二十［同上］
百二十一［同上］
百二十二［同上］
百二十三［同上］
百二十四［同上］
百二十五［同上］
百二十六［同上］
3［同上］

○

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十一条　法第二百三条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七　電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

八　［略］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五十四条　法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　略］

七　電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定

八　［略］

第一節　株主総会及び種類株主総会等

（招集の決定事項）

第六十三条　法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　略］

ト　株主総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第九十五条の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十一条　法第二百三条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五十四条　法第二百四十二条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

第一節　株主総会及び種類株主総会

（招集の決定事項）

第六十三条　法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロから二まで及びヘに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］